



# 島 根 県 報

平成22年 9 月14日 (火)

号外 第 157 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱の一部改正	(会 計 課)	2
平成23年及び平成24年に島根県が発注する物品の売買、借入れ及び製造の請負に係る競争入札の参加資格等	( " )	6

**告 示****島根県告示第568号**

物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）の一部を次のように改正する。

平成22年 9 月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第2項中「2年」を「3年」に改める。

第3条第1項第9号を同項第18号とし、同項第8号中「以下「法」という。」を削り、「第43条第5項」を「第43条第7項」に改め、同号を同項第15号とし、同号の次に次の2号を加える。

(16) 知事が別に定めるところによりしまね障がい者就労応援企業（しまねゆめいくカンパニー）の認定を受けている場合にあっては、当該認定を証する書面の写し

(17) 知事が別に定めるところによりしまね子育て応援企業（こっころカンパニー）の認定を受けている場合にあっては、当該認定を証する書面の写し

第3条第1項中第7号を第13号とし、第6号を第12号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 環境大臣が定めるエコアクション21ガイドラインに基づくエコアクション21認証・登録を受けている場合にあっては、エコアクション21認証・登録証の写し

第3条第1項第5号の次に次の6号を加える。

(6) 申請する営業種目

(7) 使用印鑑届

(8) 確約書

(9) 役員等名簿

(10) 島根県が発注する物品の売買、借入れ及び製造の請負に当たって代理人を定める場合にあっては、委任状

(11) 申請する営業種目に「大分類3 印刷製本」がある場合にあっては、印刷設備保有状況報告書

様式第1号（別紙及び別記営業種目一覧表を除く部分に限る。）を次のように改める。

## 様式第 1 号 (第 3 条関係)

※受付番号		※登録番号	
-------	--	-------	--

年 月 日

島根県知事 様

住 所

申請者 商号又は名称

代表者職氏名

㊞

## 入 札 参 加 資 格 審 査 申 請 書

島根県で発注される物品の売買、借入れ等に係る入札に参加する資格の審査を受けたいので、下記の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び関係書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

また、この申請書及び関係書類のすべての記載事項が、情報公開の対象となることについて承諾します。

## 記

- |                       |                           |
|-----------------------|---------------------------|
| 1 申請する営業種目            | 10 委任状                    |
| 2 法人にあっては登記事項証明書      | 11 印刷設備保有状況報告書            |
| 3 個人にあっては誓約書          | 12 営業に必要な許可証等の写し          |
| 4 営業経歴書               | 13 I S O 14001 認証取得登録証の写し |
| 5 島根県税に係る納税証明書の原本又は写し | 14 エコアクション21認証・登録証の写し     |
| 6 国税に係る納税証明書の原本又は写し   | 15 障害者雇用状況報告書の写し          |
| 7 使用印鑑届               | 16 しまねゆめいくカンパニー認定書の写し     |
| 8 確約書                 | 17 こっころカンパニー認定書の写し        |
| 9 役員等名簿               |                           |

記載担当者 \_\_\_\_\_

電 話 ( ) \_\_\_\_\_

- 注 1 ※の欄は、記入しないこと。
- 2 ㊞は、実印を押印すること。
- 3 「申請する営業種目」の大分類及び中分類は、該当項目の□にレ印を付し、「主な取扱品目」欄は、別記営業種目一覧表により記入すること。

様式第3号を次のように改める。

## 様式第3号 (第3条関係)

## 営 業 経 歴 書

区 分	申 請 者	島根県と取引を行う支店、営業所等 (委任する場合に記入すること。)
フリガナ		
商号又は名称		
代表者職名		
代表者氏名		
住 所		
電 話 番 号	( )	( )
F A X 番 号	( )	( )
島根県内の営業所等 (すべてを記入)	名 称	住 所
印刷設備保有状況	別紙のとおり (「大分類3 印刷製本」に登録する業者のみ提出すること。)	
I S O 14001 認 証 の 取 得 状 況	取得の有無： 有 ( 本社 委任先 )	無
エコアクション21 認証の取得状況	取得の有無： 有 ( 本社 委任先 )	無
障 害 者 雇 用 状 況	障害者雇用状況報告義務有	雇用率 %
	障害者雇用状況報告義務無	雇用障害者数 人
しまねゆめいくカン パニー認定状況	認定の有無： 有	無
こっころカンパニー 認定状況	認定の有無： 有	無

## 附 則

この告示は、平成22年 9 月 14 日から施行し、平成23年及び平成24年に島根県が発注する物品の売買、借入れ等に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査から適用する。

## 島根県告示第569号

物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第 4 号。以下「要綱」という。）に基づき、平成23年及び平成24年に島根県が発注する物品の売買、借入れ及び製造の請負に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査を次のとおり行うので告示する。

平成22年 9 月 14 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 資格審査の対象となる営業種目

大 分 類		中 分 類		取扱品目（例示）
番号	種 別	番号	種 目	
1	文具・事務用機器類	(1)	紙類	和・洋紙、板紙、加工紙、感光紙、封筒等
		(2)	文具	文房具
		(3)	事務機器	謄写版、計算機、複写機、シュレッダー等
		(4)	情報処理機器	パソコン、コンピュータ関連品、自動設計製図システム（CAD）、ソフトウェア等
		(5)	印章	木印、ゴム印等
2	調度品類	(1)	木製家具	木製机、木製椅子、水屋等
		(2)	鋼製家具	金属製保管庫、金庫、鋼製机、鋼製椅子等
		(3)	装飾	室内装飾品、じゅうたん、カーテン、衝立等
3	印刷製本	(1)	活版・平版印刷	活版、平版、オフセット
		(2)	軽印刷	
		(3)	フォーム印刷	
		(4)	特殊印刷	シール、ラベル、グラビア、スクリーン、診察券カード等
		(5)	複写	青写真、コピー、マイクロ写真、写真現像・焼き付け等
		(6)	出版・製本・製作	出版、製本、地図作成、航空写真、印刷物の企画・デザイン
4	機械器具類	(1)	医療機器	医療用機器類、車椅子、聴診器、血圧計、担架等
		(2)	工作機器	施盤、研削盤、ミシン等
		(3)	理化学機器	各種実験機器、分析機器等
		(4)	産業機器	建設機械、農林水産機械等
		(5)	電気通信機器	家庭電器製品、電気通信機器、電気工事材料、電話器、ファクシミリ、乾電池等
		(6)	光学計測機器	顕微鏡、測量用機器、測定用機器、写真機、フィルム、レンズ等
		(7)	冷暖房機器	冷暖房機器、ストーブ、ヒーター、エアコン等
		(8)	厨房機器	調理台、流し台、ガス台、冷蔵庫、炊飯器、冷温水

				機、オープン等
		(9)	諸機器	印刷機器、高圧洗浄機、発動機類、コンペアー等
5	車両船舶類	(1)	車両類	自動車、各種車両類、タイヤ、工具、部品、修理
		(2)	船舶	鋼船、木造船、ヨット等、工具、部品、修理
		(3)	航空機	飛行機、ヘリコプター、工具、部品、修理
6	図書・教材類	(1)	書籍	図書、法規、雑誌、地図、刊行物等
		(2)	教材用具	各種教材、教材用ビデオソフト、CD、視聴覚機器等
		(3)	運動用具・レジャー用品	運動器具、各種スポーツ用品、レジャー用品、娯楽用品、遊具、おもちゃ等
		(4)	楽器	各種楽器
		(5)	標本・美術品	模型、標本、見本、書画、骨とう等
7	薬品類	(1)	医療薬品	各種薬品類、医療ガス類等
		(2)	動物薬品	
		(3)	農業薬品	除草剤、殺虫剤、農薬等
		(4)	工業薬品	凍結防止剤等
		(5)	衛生材料	包帯、ガーゼ、紙おむつ等
		(6)	診療材料	一般及び特定保険診療材料等（カテーテル、シリンジ、ガイドワイヤー、輸血セット等）
8	燃料・油脂類	(1)	石油	ガソリン、軽油、灯油、重油等
		(2)	石炭、木炭、薪	石炭、木炭、薪、コークス、練炭等
		(3)	ガス	プロパン、ブタン、アセチレン、水素等
		(4)	諸油	潤滑油等
9	材料類	(1)	鋼材	丸鋼、平鋼、形鋼、線材等
		(2)	セメント・アスファルト	生コン、セメント、コンクリート二次製品、アスファルト、コールタール等
		(3)	骨材	砂、砂利、砕石等
		(4)	建材	木材、合板等
		(5)	諸材料	ガラス、土石等
10	繊維類	(1)	被服	制服、制帽、作業服、事務服、白衣等
		(2)	寝具	布団、毛布、敷布、まくら等
		(3)	その他の繊維製品	幕類、旗類、テント、染物、緞帳等
11	警察・消防用品	(1)	警察用品	警棒、手錠、鑑識用機械器材等
		(2)	消防保安用品	消防ポンプ、避難用具、救助器具、防火服、火災報知器、消火器、化学消火薬剤等
12	雑類	(1)	百貨	百貨、雑品等
		(2)	時計、貴金属	時計、金、銀、宝石、指輪等
		(3)	金物、荒物雑貨	家庭金物、大工道具、土工道具、陶磁器、ロープ、マット、ほうき、竹かご等
		(4)	ゴム・樹脂製品	ホース、ビニール、プラスチック製品、ゴム履物等
		(5)	皮革	靴、鞆等
		(6)	食品	農産品、果実類、工産品（酒、食用油等）、畜産品、水産品等

		(7)	動物	牛、豚等
		(8)	看板	紙・布看板、金属看板等
		(9)	塗料、染料	
		(10)	種苗	種子、苗木等
		(11)	花木	生花、造花等
		(12)	諸雑	飼料、肥料、記章、カップ、標識、プレート等
13	売払品	(1)	生產品	
		(2)	不用品	金属、紙等
14	借入品	(1)	事務機器	複写機、シュレッダー等
		(2)	情報処理機器	パソコン、コンピュータ関連品等
		(3)	家具	家具類
		(4)	理化学機器	各種実験機器、分析機器等
		(5)	産業機器	建設機械、農林水産機械等
		(6)	電気通信機器	家庭電器製品、電気通信機器等
		(7)	車両船舶	各種車両船舶類
		(8)	寝具	寝具類
		(9)	その他	

## 2 資格審査の申請手続

### (1) 提出書類

- ア 入札参加資格審査申請書
- イ 法人にあつては登記事項証明書
- ウ 個人にあつては誓約書
- エ 営業経歴書
- オ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）に係る未納の徴収金（納期限が到来しない徴収金を除く。）がないことの証明書（以下「島根県税に係る納税証明書」という。）
- カ 国税に係る未納の税額がないことの証明書（以下「国税に係る納税証明書」という。）
- キ 申請する営業種目
- ク 契約等に使用する印鑑についての届
- ケ 確約書
- コ 役員等名簿
- サ 島根県が発注する物品の売買、借入れ及び製造の請負に当たって代理人を定める場合は、委任状
- シ 申請する営業種目に「大分類3 印刷製本」がある場合は、印刷設備保有状況報告書
- ス 許可等がなければ営業できない業種の場合は、それを証明する書類の写し
- セ 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001認証を取得している場合は、その登録証の写し
- ソ 環境大臣が定めるエコアクション21ガイドラインに基づくエコアクション21認証・登録を受けている場合は、エコアクション21認証・登録証の写し
- タ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）で規定されている障害者の雇用状況の報告義務がある場合は、申請日の直前に公共職業安定所に提出した障害者雇用状況報告書の写し
- チ 知事が別に定めるところによりしまね障がい者就労応援企業（しまねゆめいくカンパニー）の認定を受けている場合は、当該認定を証する書面の写し
- ツ 知事が別に定めるところによりしまね子育て応援企業（こっころカンパニー）の認定を受けている場合は、当該認定を証する書面の写し
- テ 資格審査結果通知書郵送用の返信用封筒



なお、登記事項証明書、島根県税に係る納税証明書及び国税に係る納税証明書は申請日前 3 か月以内に発行されたものとする。

(2) 書類の作成に用いる言語等

入札参加資格審査申請書及び営業経歴書は、日本語で作成し、その他の書類で外国語で記載したものには、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(3) 書類の受付期間

ア 定期審査にあつては、平成22年10月 1 日（金）から10月29日（金）まで（郵送の場合は、10月29日午後 5 時必着のこと。）

イ 随時審査にあつては、平成23年 1 月 4 日（火）以降随時

ウ 受付時間は、午前 8 時30分から午後 5 時15分まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日並びに12月29日から 1 月 3 日までの間を除く。）

(4) 書類の提出先及び提出方法

〒690-8501 島根県松江市殿町 1 番地

島根県出納局会計課物品調達室まで郵送し、又は持参すること。

3 入札に参加できない者

(1) 特別な理由がある場合を除くほか、該当入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 次のアからカまでのいずれかに該当する者で、その事実があった後 3 年を経過しないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。）

ア 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 契約の適正な履行を確保するために必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これらを受けていない者

(4) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）を滞納している者

(5) 国税を滞納している者

4 入札参加者の資格審査

要綱に基づき、提出書類について審査を行う。

5 申請書類

(1) 交付開始日

平成22年 9 月 14 日（火）

(2) 交付方法

ア 島根県出納局のホームページに掲載されている様式をダウンロードする。

イ アのほか、あて先を明記し140円切手をはり付けた返信用封筒（角 2）を同封のうえ、島根県出納局会計課物品調達室あて請求することもできる。

ウ その他、以下の場所においても配布する。

(ア) 島根県出納局会計課物品調達室

(イ) 隠岐支庁県民局会計グループ

(ロ) 東部県民センター会計グループ

(ハ) 東部県民センター雲南事務所会計グループ

(ニ) 東部県民センター出雲事務所会計グループ

(ホ) 西部県民センター会計グループ

- (キ) 西部県民センター県央事務所総務グループ
- (ク) 西部県民センター県央事務所川本駐在グループ
- (ケ) 西部県民センター益田事務所会計グループ

6 登録の有効期限

- (1) 定期審査に係るものにあつては、平成23年1月1日から平成24年12月31日まで
- (2) 随時審査に係るものにあつては、審査により認定した日から平成24年12月31日まで

7 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。

8 資格審査についての問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県出納局会計課物品調達室

電話 0852-22-5342・5336

F A X 0852-22-5963